

第1回おだわら市民活動サポートセンター指定候補者選定委員会 会議録

- 1 日 時：平成25年8月15日（木） 午前10時30分～午前11時40分
- 2 場 所：小田原市役所 601会議室
- 3 出席者：本多委員長、前田委員、神馬委員、山脇委員、山崎委員
事務局：石井課長、小川副課長、桂主査、小澤主任、木村主事
- 4 配付資料
 - ・次第
 - ・資料1 おだわら市民活動サポートセンター指定候補者選定委員会について
 - ・資料2 おだわら市民活動サポートセンター指定候補者選定委員会規則
 - ・資料3 指定管理者制度について
 - ・資料4 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
 - ・資料5 おだわら市民活動サポートセンターについて
 - ・資料6 おだわら市民活動サポートセンターパンフレット
 - ・資料7 指定管理者の募集形態及び指定期間について（案）
 - ・資料8 これまでの選定について
 - ・資料9 おだわら市民活動サポートセンター指定管理者申請要項（案）
- 5 会議内容
 - 委嘱状交付
 - 副市長あいさつ
 - 委員紹介
 - 諮問 おだわら市民活動サポートセンター指定候補者の選定について諮問
 - 議題1 おだわら市民活動サポートセンター指定候補者選定委員会の設置目的及び検討内容について

委員長：議事に入る前に会議の公開について確認する。本委員会は、「小田原市情報公開条例」第24条の「会議の公開」に基づき、原則公開することとなっている。したがって、傍聴者が入室する場合もあるので、ご承知おきいただきたい。

それでは、まず、本日の資料の確認をお願いしたい。

（事務局 資料の確認）

それでは議事に入る。議題1 おだわら市民活動サポートセンター指定候補者選定委員会の設置目的及び検討内容について、事務局から資料に基づき説明をお願いしたい。

（事務局 資料1、2に基づいて説明）

委員長：ただいま説明があったが、何か質問はあるか。

（質疑なし）

■ 議題2 指定管理者制度について

委員長：事務局から資料に基づき説明をお願いしたい。

(事務局 資料3、4に基づき説明)

委員長：ただいま説明があったが、何か質問はあるか。

(質疑なし)

■ 議題3 おだわら市民活動サポートセンター概要について

委員長：事務局から資料に基づき説明をお願いしたい。

(事務局 資料5、6に基づき説明)

・プロジェクターで市民活動サポートセンターのホームページを投影

委員長：ただいま説明があったが、何か質問はあるか。

(質疑なし)

■ 議題4 指定管理者の募集方法について

委員長：事務局から資料に基づき説明をお願いしたい。

(事務局 資料7、8に基づき説明)

委員長：募集方法について審議をしたい。まず、ただいま事務局から資料7のとおり事務局案の説明があったが、それについて意見や質問はあるか。

委員：この団体（NPO法人市民活動を支える会）については、最初は3年間、次に5年間で指定管理者としては約8年間の指定期間を担ってきた。指定管理の期間は3年、5年と定めているにしても、毎年度、年度協定を結び、予算の執行はそれぞれの年度に行っていると思うが、これまで年度協定を結ぶ際、前の年度に何か問題があったことはあるか。

事務局：基本協定を結ぶ際は何度も協議をし、その後、年度ごとの年度協定を結んでいるが、基本協定の事項を変更することはこれまでなかった。ただ、自治会と市民活動団体とのネットワークを広げる事業を、市と「NPO法人市民活動を支える会」で取り組んでおり、今までは別途、委託契約を結んでいたものを、今年度から指定管理業務に組み込むことによって、よりこの事業の進展が図られるであろうということで、この事業を基本協定に追加したということはある。何か運営上支障があって協定を変更したことはない。

委員：私は税理士会から推薦されたが、もし手元にこれまでの経理関係の資料があれば見せていただきたい。

事務局：本日は手元に用意がない。ここで募集方法について決まれば、申請団体からは経費に関する書類が提出される。それを委員の皆さんに事前に配布させていただく。そこでもし必要があれば、過去のものも提供できると思う

がいかがか。

委員 長：ただいま説明があったが、次の段階で団体の経理状況についての資料が出てくるようだが、それでよろしいか。

(異議なし)

委員 長：そのほか、意見や質問はあるか。

(質疑なし)

本来、この場では指定管理者を公募とするか、非公募とするか、というところを審議するが、事務局案は非公募でどうかという投げかけである。今回は資料7の事務局案を採用することでよろしいか。

(異議なし)

それでは募集方法については、事務局案のとおり非公募とする。

次の資料について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局 資料9に基づき説明)

委員 長：ただいま説明があったが、この申請要項について審議をしたい。内容について何か意見や質問はあるか。

委員：管理業務仕様書も団体に示すと思うが、19ページのリスク分担表の下にある「施設・設備の損傷」について、「経年劣化によるもの(極めて小規模なもの)・(上記以外)」とそれぞれリスク分担が異なっている。私の他市の経験などでは、例えば概ね50万円以下は事業者で、それ以上の大規模な修繕は市で、とあらかじめ金額の目安を決めている場合が多い。本件の場合はどうなっているのか。

事務局：このリスク分担表については、前回の5年前に使用したものを使っている。これまではこの事項に関する調整や協議が実際発生していないことから、そこまで踏み込んで検討をしていないのが現状である。

委員 長：事務局に何うが、前田委員の意見に対して、このリスク分担の施設の損傷等について金額の目安を入れる必要があるかどうか考えはあるか。

委員：関連で何うが、資料3の裏面にある指定管理者制度導入施設についても、特に金額の目安は設けていないのか。

事務局：他の施設についての資料は用意がない。

委員 長：次回までに事務局で調査をし、必要があれば修正をお願いする。

委員：「極めて小規模」というのは曖昧な表現である。

事務局：他の指定管理者制度導入施設の資料も確認をし、こちらの内容を変更する場合には、委員の皆さんに情報を提供させていただく。

委員 長：リスク分担の件については、事務局の方で考察し、修正等の後、また提示していただく。

委員：最後にある収支予算書の欄外の注「1年間の収支、又は開館から年度末ま

での収支」というところで、この「開館」は年度当初が休館日となった場合はその翌日からということなのか。

事務局：これは規定のフォーマットに基づいて、注釈もそのまま書かせていただいた。新規の指定管理者制度導入は年度の途中から開始をするという場合も有り得るが、市民活動サポートセンターは継続となるので、注にある「1年間の収支」に当てはまる。「又は」以降は、今回は該当しないのご理解いただきたい。

委員長：施設のオープンが4月1日など、年度の最初とは限らない。例えば、9月1日に開館するという施設もある。そういったケースを想定した注釈であると思う。

委員：資料7だが、先ほど、非公募とすることが決まったが、指定期間1年というのも同時に承認したということによいか。

委員長：そのつもりであった。副市長からのあいさつにもあったが、施設そのものが市民会館内の施設としては1年間しか運営しないので、指定管理者を決めたら1年間しかできないことになる。

(異議なし)

委員長：意見も尽きたようなので、若干の修正はあるが、この申請要項を「NPO法人市民活動を支える会」に配布し、申請書を受理した後、次の段階であるプレゼンテーション審査を行うことによろしいか。

(異議なし)

■ 議題5 その他

委員長：その他、事務局から何かあればお願いしたい。

(事務局 次回の日程及び内容の確認)

- ・日程は10月3日または7日だが、決まり次第連絡する
- ・申請団体によるプレゼンテーションと審査会を行う
- ・申請書類は事前に委員に送付する

委員長：委員の皆さんから何か確認したい事項はあるか。

委員：本日の議題とは関係ないが、資料4「小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」の第4条第1項の2行目において「指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）」となっているので、これを根拠に「指定候補者」という文言が使われていると思う。しかしこの文言には少し違和感がある。くどいかもしいれないが「指定管理者候補者」が本来ではないか。指定管理者制度を所管している部署はどこか。

事務局：企画部の行政管理課である。

委員：そういう意見があったと所管課に伝えていただきたい。

委員 長：条例なので簡単には直せないが、早速事務局から所管課へ伝えるようお願いしたい。

これで、本日予定されていた内容はすべて終了したが、全体を通し、皆さんから何かあるか。

委員：この施設は1年限りということだが、その後については、どういう構想があるのか。

事務局：先ほどお話をさせていただいたが、お城通り地区に駐車場施設を建設し、その建物の中に公共公益施設を設置することを考えている。現在、市民活動サポートセンターは市民会館内にあり、小田原市が設置をしてその管理を団体をお願いしているが、今度、建設を予定している駐車場施設については、小田原市以外の民間が建設をし、所有者になる可能性が高い。仮にその一部を小田原市が借り上げ、形態上、小田原市で設置ということになれば、今回のように指定候補者選定委員会を開催することになるが、現時点では民間にやっていただく前提なので1年限りとしている。

委員 長：先ほど副市長からもあったが、移転する先の施設には、市民活動サポートセンター、いわゆる市民活動団体が利用する機能と、国際交流の機能、男女共同参画の機能、それらを合わせたものを配置しようと計画している。指定管理者を置くにしても、その施設の管理を任せる形になるので、現在よりはだいぶ広い範囲を管理する指定管理者の形態に変わってくる。そういう意味でも、今の市民活動サポートセンターは1年間だけで、新しい施設については改めて決めるようになる。

■ 事務連絡

委員 長：それでは、事務局から事務連絡をお願いしたい。

(事務局 事務連絡)

- ・会議録を作成し、各委員に確認依頼をした後、市ホームページ及び市役所の行政情報センターで公開する
- ・市職員以外の委員には報酬を支払う

委員 長：これをもって第1回おだわら市民活動サポートセンター指定候補者選定委員会を終了する。